

ロンドンでも暮らして⑤

英国の社会保障

日系銀行勤務

由紀子アンダーセン



区分けされた土地を借りて野菜や植物を栽培するアロットメント（レンタル菜園）は高齢者にも人気が高い

昔、社会科学の教科書に出てきた英国労働党の社会福祉政策のスローガン、「ゆりかごから墓場まで」は今でも記憶に残っている。これは日本を始め各国の社会福祉政策の指針となったようだが、その後保守党サッチャー政権下での方針転換、そしてさらなる労働党の政権奪還後すっかり過去の言葉となった。

社会保障の中核を成すものに年金制度がある。英国でも日本と同様高齢化が進んでおり、今後20年のうちに人口の4分の1は65歳以上となり、また85歳以上の人口は現在の2倍の割合になると予想されている。今回は英国の年金について報告をしたい。

年金制度の歴史

1909年に初めて無拠出制での年金制度が実施され、当時の貨幣5シリング相当が70歳以上の男女に平等に支払われた。1911年には医療や雇用保険のために国民保険法¹が制定され、勤労者は強制加入で一律の保険料を支払うようになり、この保険料の拠出金がその後年金にも適用されるようになる。1948年には被用者・事業主双方による定額拠出・定額給付の国民基礎年金制度²が発足、その後報酬比例拠出額による2階建て構造の年金制度とそれに伴う報酬比例給付額の導入、そして職域年金加入者が報酬比例部分の加入から適用除外される概

念などが取り入れられた。1978年には国家所得比例年金(SERPS)³の導入、2002年にはそれが国家第二年金(S2P)⁴制度に移行。また、低所得者や家事従事者への配慮から各種改正が行われ、現在世界で最も複雑な制度といわれている。

国民年金

国民年金制度の1階部分である基礎年金は最低所得額以上の収入があり、16歳以上の国民は強制加入となっており、条件を満たさない低所得者、無職の者については任意加入である。2階部分の国家第二年金については基礎年金強制加入者は原則強制加入であるが、国家第二年金の除外対象となる適格職域年金に加入の場合や個人で適格個人年金への加入を選択した場合は免除となる。最も一般的な例では、国民保険料(NICs)⁵のうち第一種保険料と呼ばれる部分は被用者が賃金の11・0%、事業主が12・8%を負担し、所得税と同様給与から源泉徴収され、年金給付の主な財源となる。ただしこの国民保険料は医療などの財源にも使われており、年金のためだけではない。



年金の受け取りは銀行よりも郵便局が身近な場合が多い

国民保険番号 (NINO) *6

全ての英国国民は16歳の誕生日前にNINOカードを受け取る。NINOは2つのアルファベットに続く6桁の数字、そして最後にもうひとつの文字からなる9桁の番号で、身元証明には使えないとカードに注意書きがあるものの、実質上個人の身元識別に使われている。また、英国で就労しようとする外国人は居住地域によって定められた公的機関に向いて面接を受け、NINOを発行してもらわなければならない。仕事が変わる度にNINOを新しい職場の人事部に通知



低所得者や生活保護を受けている人などを対象に貸し出される住宅施設。居住者には年金生活者も多い

年金の受給

し、所得税とNICの源泉徴収処理をしてもらう。この個人固有の番号が日本での基礎年金番号と同様、将来の年金受給に欠かせないものとなる。

国民年金の支給開始年齢は現在の受給者では男性65歳女性60歳となっているが、2010年から段階的に女性も65歳となり、2046年までに男女共に68歳に引き上げられる。また、年金の支給要件は「加入期間」(必要資格獲得年数)*7を元に計算される。これは年金支給までに国民保

険料を支払っている(あるいは支払ったとみなされる)年数で、現在男性で44年、女性で39年あると基礎年金を満額で受け取ることができる。最低でもこの年数の25%以上の年数(男性11年、女性9・75年)がないと全額年金を受け取ることができない。

しかしこのしくみでは伝統的に家庭で子供や家族の世話などに従事していた女性が満額の年金給付を受ける率が非常に低くなり(現在30%)不平等ということ、2010年4月6日以降に支給年齢に達する場合はこの加入期間が30年間に短縮される。そしてたとえ1年でも加入期間があれば、30年分を満額とし30分の1の年金が給付されるようにと改訂された。

2008年度の満額の基礎年金額(定額)は単身者で週に90・70ポンドとなっている。加えて報酬比例部分に加入の場合はその分が加算される。この他にも60歳以上の対象者には冬期間燃料手当支給の制度や、テレビライセンスという日本のNHK受信料のような料金の支払いを免除する制度がある。とはいえ、食品などの高騰が続く昨今の年金者の生活

は決して楽ではない。年金生活者の窮状を伝える様々なニュースを耳にするが、お金がなくなっていくと外出や食事もできないとか、年金支給額の上昇率を大きく上回るカウンスルタックスと呼ばれる税金の支払いを拒み刑務所に入れられた高齢者の話を聞く心が痛む。

職域年金・企業年金

さて、公的年金の給付額はたとえ満額を受け取れる人でも十分とはいえないので政府は2階建て部分となる職域年金制度の確立を積極的に奨励してきた。多くの企業では企業年金、あるいは外部機関に委託した個人グループ年金制度を福利厚生の一環として従業員に提供していることが多い。報酬の何パーセントかを事業主が保険料として拠出する一方、従業員側でも給与から天引きで上乗せする。これらの支払い額からは税金が免除される。

例えば私の勤務する銀行では従業員が複数の外部委託の個人グループ年金から選択する形式をとっており、給与の数パーセントを銀行側が負担しそれぞれの従業員の選択した年金口座(ファンド)に掛金として拠



年金生活者の多くは普段、ぜいたくをしないよう心がけているが、家族が集まった時にはレストランに出かけることも



勤務先で加入している個人グループペンションとステークホルダーペンションの年金パンフレット。年に一度、ファンドの投資状況などの報告書が届けられる

DC型に対しDB型¹⁰と呼ばれる企業年金に「ファイナルサラリーペンション」¹¹という制度がある。これは英国では伝統的に企業が従業員の福利厚生として導入していた「退職金」で、多くの場合従業員からは無拠出、各従業員の退職時の給与額を60で割りそれに勤続年数を掛けた額を支払う。しかし不況による利益の縮小や財源不足などを理由にこの制度を廃止する企業が多数出てきている。つい最近も、スコットランド

出する。拠出割合は従業員の年齢によって定められており、年齢が高いほど割合も高い。従業員も任意の割合を給与からファンドに入金する。この掛金を個々選択し投資した運用次第で、将来の年金給付額が影響を受ける。いわゆる「確定拠出年金」のひとつであり、年金ファンドの選択をした個人が運用の責任とリスクを負うというのが基本的な考えである。こういったDC型⁸の年金制度はFUSE⁹、企業の83%が導入しており、ごく一般的なものとなっている。また、他にも個人で個人年金やステークホルダー年金などに加入することで、公的年金を補完しより豊かな老後生活に備える人もいる。

2006年の年金白書で提唱された「個人口座」(パーソナルアカウンツ¹²)は、職場で適当な企業年金を持たない全ての就労者が自動的に加入する新しい年金制度で、2012年までの導入・稼働をめざしている。老後の生活資金を十分に貯めていない人が多い中、定年後に必要な資金の確保は個人責任とすることを奨励し、その為の簡便な方法を提供しようというもの。企業年金や個人グループ年金よりも低い手数料で、

年金改革

の製油所でこの年金制度を新規従業員には適用せず、新たに従業員拠出型の企業年金制度を段階的に導入する計画が提示され、それに組合が反対して48時間のストライキを断行するという騒ぎがあった。この製油所の従業員1400名のうち、97%もが参加し、2日のストライキとはいえ製油所の特質上安全確保の為に段階的に1週間かけて閉鎖、その後再起動も徐々に行うため完全復帰には2〜3週間かかるという大規模な出来事であった。ある試算によると、このストライキは英国経済に一日5千万ポンドの損失を与えたという。

近年、国際間の人的移動がますます活発になる中、公的年金制度を持つ国同士でこういった人々を保護するための協定を結ぶ場合がある。これは主に外国に派遣される日本人、逆に日本に派遣される外国人について、相互の公的年金制度への強制加入による保険料の二重払い、年金受給資格要件や保険料の掛け捨ての問題を解決するためのものである。現在日本との間では米国、カナダ、韓国、ドイツ、ベルギー、フランス、英国の7カ国で締結されており、署名済み、交渉中の国も数カ国ある。

日本との社会保障協定

職場が変わっても影響を受けずに自分の資産として持ち運びができるのが利点だ。これはDC型で2014年までは1%から始まる段階的な拠出割合となるが、最終的に就労者は給料の4%、事業主は3%、政府が1%の合計8%の拠出とする。2007年の年金法によりPADA¹³という公共機関が新たに設置されており、このパーソナルアカウンツの導入、戦略管理などの役目を担っている。日々の運営はいくつかの外部機関に委託される予定だ。



同年代で定期的に集まり、親交を図る各種活動も年金生活者の生活の質を高める



子供や孫と過ごす時間は高齢者にとってかけがえのない時間。しかし、都会には一人暮らしの高齢者も多い

日本と英国間の日英社会保障協定は2000年に発効された。内容としては、日英間の協定の場合、「適用調整」派遣が5年を超えない場合には当該期間中相手国の法令の適用を免除し自国の法令のみ適用、5年を超える見込みの場合には相手国の法令のみを適用する)のみで、「保険期間の通算」(両国間の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給するために最低必要とされる期間以上であればそれぞれの国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられるようになる)は含まれていない。

この適用により5年未満の英国駐在者は前述のNICsの支払いを免除されるため、NINOも発行しなくて良いことになっている。代わりに税の確定申告のためにUTR^{※14}と呼ばれる10桁の番号が与えられる。

なお、日英社会保障協定は主に駐在者を保護するもので、私のような海外居住者を対象としていない。保険期間の通算がないので、私の場合日本の公的年金に加入後渡英しこれからずっとこちらの年金制度に保険

料を支払いながらも、どちらの国でも満額受給の資格年数が満たされないことになる。個人的にはこの日英社会保障協定の内容改訂・改善を強く望んでいる。

1. 国民保険法(National Insurance Act)
 2. 国民基礎年金制度(Basic State Pension)
 3. 国家所得比例年金State Earnings-Related Pension Scheme(略称SERPS)
 4. 国家第二年金State Second Pension(略称S2P)
 5. 国民保険料National Insurance Contributions(略称NICs)
 6. 国民保険番号National Insurance Number(略称NINO)
 7. 必要資格獲得年数(qualifying years)
 8. 定額拠出(defined contribution - 略称DC)
 9. FTSE(Financial Times Stock Exchange)ロンドン証券取引所上場銘柄
 10. 定額給付(defined benefit - 略称DB)
 11. 「ファイナルサラリーペンション」
 12. 最終給与年金(Final Salary Pension)
 13. 「パーソナルアカウンツ」個人口座(Personal Accounts)
 14. 個人年金供給担当当局Personal Accounts Delivery Authority(略称PADA)
- 納税者固有番号Unique Tax payer Reference(略称UTR)

道銀取引優遇サービス[ステップドゥ]

お取引に応じて
サービスが
ステップアップ!

ステップ
Do

道銀ATMはもちろんコンビニATMでも時間外手数料

0円
(引出)

※別途コンビニ利用手数料105円がかかります。

提携先のマイルやポイントに交換できる
Doポイントが毎月自動で貯まる

Doポイントクラブ

ステップドゥは
お申し込みが必要です。

お申し込みはカンタン!
詳しくは窓口または当行ホームページにてご確認ください。
<http://www.hokkaidobank.co.jp>

どさんこバンク
北海道銀行